

令和7年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業 企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務

2 事業の目的・趣旨

「男性は仕事」「女性は家事・育児」という固定的性別役割分担意識の解消と、誰もが仕事でも家庭でも活躍できる社会の実現に向けて、家庭内での家事・育児分担及び負担軽減を推進していくため、民間事業者・各種団体・行政が連携し、県内における機運醸成・普及啓発に係るイベントを開催する（以下、「本イベント」という。）。

本イベントでは、夫婦等において、どちらか一方に家事・育児の負担が偏らないように「分担・シェアする」という考え方のほか、家事・育児の負担軽減製品・サービス（便利家電・グッズ、ミールキット、家事代行サービス、ベビーシッターなど）の活用や家事・育児に係る考え方、実施方法の見直し等による「効率化」の考え方を発信することで、家庭内のタイムパフォーマンスを向上させ、「自分時間」や「家族時間」を生み出すことを推進する。

特に「家事」については、子の有無に関わらず多くの夫婦やカップルが対象となる。家事分担について話し合うためには、夫婦やカップルの間でコミュニケーションが取れる関係性が構築されていることが非常に重要であり、結婚前のカップルや新婚時期の夫婦に向けた発信等も重点的に行うことが望ましい。

本イベントを通し、それぞれの家庭に合った家事の効率化や分担について考えるためのヒントを提供するとともに、家事・育児分担等に関する固定観念をアップデートすることができるよう、幅広い年代の来場者に対して普及啓発を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 対象

県民（家事や育児・子育てに関わる全ての方を対象とするが、メインターゲットは、子育て中の家族、新婚夫婦、結婚前のカップル等を想定）

5 業務内容

本イベント事業の企画、準備、会場予約・調整、広報、運営、出展者・出演者の調整、必要な人員・資材・物品の手配、動画撮影・編集など、イベント実施に係る一切の業務

6 実施時期

令和8年2月1日（日）までの土曜日、日曜日、国民の祝日・休日のうち1日
（令和7年12月下旬から令和8年1月上旬は除く）

7. 会場

県民が気軽にアクセスでき、集客が見込める県内大型商業施設内のオープンスペース

8. イベントの内容

(1) ブース出展

- ・民間事業者、NPO 等団体、行政機関（以下、「出展者」という。）と協力してブースを出展する。
- ・出展者は本イベントの趣旨に合致及び賛同し、負担軽減製品やサービスの紹介や体験を行うことができる者とする。県内に本社、支社、事業所等の拠点を有する者を中心とするが、他県からの出展も可能とする。
- ・出展者は、来場者に対し、出展者の PR に係る製品やサービスの紹介、広報物品や周知用チラシ等の配布は可能とするが、イベント会場内での販売行為は原則行わないこととする。詳細については、別途群馬県と受託者が協議し決定する。
- ・全体で 10～15 ブースを目安に出展することを想定する。ブース 1 区画の面積は会場の広さ等で調整する。ブースの詳細は以下のとおり。

【民間事業者ブース：8～11 ブース】※主な分野を例示。「★」は重点分野。

- ①便利家電ブース ★
- ②時短食料品ブース ★
- ③家事時短・便利グッズブース ★
- ④家事代行サービスブース ★
- ⑤ベビーシッターブース ★
- ⑥育児便利グッズブース★
- ⑦家事・育児系サブスクリプションブース
- ⑧家事・育児アプリブース
- ⑨ハウスメーカーブース
- ⑩自動車ディーラーブース
- ⑪家事・育児分担意識啓発ブース ★ ほか

【NPO 等団体ブース：1～2 ブース】

- ①育児相談 ★
- ②生活相談 ほか

【行政機関ブース：1～2 ブース】

- ①労働行政担当機関（男性育休紹介や就労相談等） ★
- ・相談ブースを設ける場合は、相談者のプライバシーに配慮したレイアウトとすること。必要に応じ、同施設内の多目的ホール等の別会場を手配することも可能だが、その際、「9. 同日開催セミナーとの連携」に記載のセミナー会場との兼ね合いについて留意すること。
- ・出展者候補の選定や出展依頼は以下のとおり、群馬県と受託者で分担して行う。なお、

出展決定後は、受託者が出展者との連絡調整を行うとともに、出展説明会等を行い、本イベント開催に向けた準備について支援するものとする。

【民間事業者ブース】 選定・出展依頼を群馬県と受託者が分担して行う
(一部の民間事業者は群馬県が指定するため、別途協議)

【NPO 等団体ブース】 選定・出展依頼ともに群馬県が行う

【行政機関ブース】 選定・出展依頼ともに群馬県が行う

- ・出展者からブース出展料は徴収せず、出展に対する謝礼や交通費等を支払う場合の経費は委託料に含むものとする。

(2) メインステージ

- ・会場となるオープンスペースの中心に簡易ステージを設置し、家事・育児分担及び負担軽減に関する意識啓発に係るパネルディスカッション、トークショー、セミナー等の催しを開催する。
- ・催しは、複数のテーマや内容により、時間帯別に複数回開催すること。
- ・出演者は家事・育児分担及び負担軽減に関する知識を有する者、現在子育て中の当事者、または広く認知されている著名人等から、受託者が手配する。なお、出演者の人数はテーマ設定や開催回数等を考慮し決定すること。
- ・司会者は現在子育て中の当事者であることが望ましい。なお、司会者は本イベント全体の司会を行う想定とする。司会者は原則1名とする。
- ・一部の出演者等は群馬県が指定することも想定しているため、必要に応じて別途協議を行う。
- ・出演者及び司会者の出演料や交通費等については委託料に含むものとする。

(3) 子どもと楽しめる体験ブース

- ・子ども連れの家族が参加しやすいよう、(1)のブース出展とは別に設置するものとする。

(4) 来場者還元ブース

- ・何らかの方法で来場者に還元されるような特典や催しを企画運営する。
(例：便利家電やグッズ等を賞品とした抽選会 ほか)

(5) 展示・当日用チラシ配布

- ・家事・育児分担や負担軽減に関する意識啓発用のパネルを作成し、会場内の一角に展示する。
- ・本イベント内容や意識啓発情報を掲載した当日用チラシを10,000枚作成し、来場者に配布する。
- ・パネル展示及びチラシの内容や枚数等は、別途群馬県と協議により決定する。

(6) アンケート等

- ・本イベントの満足度、家事・育児分担や負担軽減に関する現状や意識の変化等、今後の施策検討の参考データとするため、来場者にアンケート記入を依頼し回収する。
- ・より多くのアンケートを回収するための創意工夫を行うこと。
- ・回収したアンケートは集計し、群馬県へ報告する。

- ・アンケートとは別に、本イベントの来場者数を集計する（目標値：10,000人）。

（7）その他

- ・そのほか、イベントの趣旨に適したブースや催しの実施、コンテンツ紹介も可能とする。
- ・本イベントの後援に係る調整事務は群馬県が行う。

9. 同日開催セミナーとの連携

- ・同日同施設内の多目的ホールで「夫婦で子育てを考えるセミナー（仮称）」を開催予定。
- ・同セミナーは事前申込制により、各回大人25名程度（子ども10名程度）、午前・午後の2回開催、合計大人50名程度（子ども20名程度）の参加者を想定。
- ・同セミナー参加者用の託児を実施する想定（各回子ども10名程度）であり、託児用スペースとして多目的スペースの一角を活用する想定。
- ・同セミナーの運営は群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室が行う予定のため、必要な連携等は群馬県と協議すること。

10. 広報

（1）事前チラシ配布

- ・本イベントの周知に係るチラシについて、デザイン、印刷、配布を行う。
- ・作成枚数は30,000枚を目安とし、配布・配架先は別途群馬県と協議により決定する。
- ・チラシ作成の際は、同日同施設内で連動開催予定の「夫婦で子育てを考えるセミナー（仮称）」の参加者募集案内についても一部掲載する。

（2）SNSによる発信

- ・複数のSNSにより、本イベントの周知を行う。
- ・本イベントの対象となる世代等に向けた発信を行うために最適なSNSを選定する。

（3）その他

- ・そのほか、必要に応じ、各メディアを活用した広報を実施する。

11. ダイジェスト動画制作

- ・本イベントの様子は、記録用として様々な場面において動画撮影を行うこと。
- ・撮影した動画は、3～5分程度のダイジェスト動画として編集し、MP4データとして納品する。
- ・制作したダイジェスト動画は、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で公開予定のため、受託者は、群馬県知事戦略部メディアプロモーション課の審査に必要な様式作成に協力する。なお、クオリティチェックの結果により、修正指示を受ける可能性があるため、修正内容に係る編集作業にも対応すること。

12. 成果品の納品

提出物：実績報告書（A4判）紙媒体1部及びPDFデータ

ダイジェスト動画をMP4データ

提出場所：群馬県 生活こども部 生活こども課 男女共同参画室 男女共同参画係あて

提出期限：令和8年3月10日（火）

13. その他

- （1）群馬県からの委託費のほか、協賛金や自己資金等の別の財源を用意して、より効果のあるイベントとすることができる。
- （2）本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属するものとする。
- （3）受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後についても同様とする。
- （4）業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- （5）本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- （6）受託者は、本件業務実施に起因する諸事故に関して一切の責任を負い、群馬県に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、群馬県の指示に従うものとする。
- （7）プロポーザルにおける受託者の提案内容の不履行が発生し、群馬県の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと群馬県が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額することがある。
- （8）本仕様書に定めがない事項については、群馬県と受託者において協議の上決定する。